

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	315	316
事業名	学校巡回カウンセラーの派遣	教育相談事業(適応指導教室等を含む)
事業概要	小学校を学校巡回カウンセラーが訪問し、児童生徒や教職員を対象に、いじめや不登校、生活の問題に関する相談を行う。また、小学校からの要請に応じてもカウンセラーを派遣する。	心因性の不登校児童生徒に対して学校復帰を目指すためのカウンセリングや、遊戯・行動療法、集団活動、体験的活動等を行う。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
21年度 実績値	-	-
達成状況 (17~21年度)	-	-
21年度 実施状況等	■平成19年度事業終了。	<p>■個別のカウンセリングや遊戯・行動療法を実施した。</p> <p>■面接相談件数:5,199件 ■電話相談件数:3,391件 ■入級児:125人 (H22.3月末現在)</p>
「元気発進!子どもプラン」における位置づけ	-	政策分野3-(2) 青少年の健全育成
「元気発進!子どもプラン」における事業名	-	少年支援室の拡充・運営
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子ども総合センター	子ども家庭局・子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 非行少年に対する支援

事業番号	317	318
事業名	少年サポートチームの設置	児童自立支援策の充実
事業概要	<p>教員・警察官のOBを配置し、問題行動を繰り返し起こす児童生徒やその保護者、被害にあった児童生徒に適切な対応を行うとともに、学校・教育委員会・警察等の関係機関の連携を図る。</p>	<p>増加傾向にある不登校、シッター等非行対策の強化を図るため、非行少年の更生とその家族及び地域への対応策を充実させるとともに、社会的自立を支援するため、専門的な職員を配置するなど既存施設の機能強化やファミリーホーム等を運営するNPO等の支援を検討する。</p> <p>また、児童自立支援施設の設置にあたっては、様々な課題があるため、引き続き検討する。</p>
指標	—	—
初期値 (計画策定時)	—	—
目標値	—	—
21年度 実績値	—	—
達成状況 (17～21年度)	—	—
21年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■児童生徒対応:290名 ■保護者対応:5名 ■訪問校数:15校、310回 	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども総合センター(児童相談所)相談受付件数 ・不登校相談:335件 ・非行相談:238件
「元気発進！子どもプラン」における位置づけ	政策分野3-(2) 青少年の健全育成	政策分野3-(2) 青少年の健全育成
「元気発進！子どもプラン」における事業名	少年サポートチーム推進事業	非行少年の立ち直り支援と体制強化
備考 (特記事項)		
担当(課)	教育委員会・指導第二課	子ども家庭局・子ども総合センター、子育て支援課、青少年課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 非行少年に対する支援

事業番号	319
事業名	薬物乱用対策事業
事業概要	シンナー等薬物乱用依存者の治療や社会復帰に向けた取り組みの充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携、支援体制の充実を図りシンナー等の薬物問題の減少につなげる。
指標	—
初期値 (計画策定時)	—
目標値	—
21年度 実績値	—
達成状況 (17～21年度)	—
21年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■薬物対策連絡協議会:平成22年1月22日開催(1回) ■薬物対策事業検討委員会:平成22年3月17日開催(1回) ■薬物相談:2回/月実施、相談者延27名 ■薬物問題家族教室:1回/月実施、参加者延65名 ■薬物乱用・依存問題専門研修:2回/年実施、参加人数122名 ■薬物関連問題実務者ネットワーク会議:2回/年実施、参加人数62名 ■高校・大学での予防教室開催:7回、参加者1,115名
「元気発進!子どもプラン」における位置づけ	政策分野3-(2) 青少年の健全育成
「元気発進!子どもプラン」における事業名	薬物乱用対策事業
備考 (特記事項)	
担当(課)	保健福祉局・精神保健福祉センター、医務薬務課 子ども家庭局・青少年課、子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 児童虐待防止対策の充実

事業番号	320	321
事業名	虐待の早期発見・適切な対応及び児童への支援、関係機関との連携強化	家族のためのペアレントトレーニング事業
事業概要	子どもの人権を守り健やかな成長を支援するため、要保護児童対策地域協議会の開催や虐待を受けた児童のケア、子育てに悩む家庭などを支援する。	「虐待を行った保護者」及び「養育不安のある保護者」に対して、適切なカウンセリングを行いながら、児童に対する養育技術や家庭環境の整備に関する訓練を行う。
指標	区実務者会議設置	参加家族数
初期値 (計画策定時)	16年度:0	16年度:7家族
目標値	21年度までに全区に設置	21年度までに参加家族40家族
21年度実績値	全区に設置	29家族
達成状況 (17~21年度)	目標値達成(全区に設置)	【参加家族数】 平成17年度55家族、18年度47家族、19年度39家族、 20年度37家族、21年度29家族
21年度実施状況等	<p>■年2~4回の「要保護児童対策実務者会議」を各区において開催し、困難事例の支援や連携のあり方について、協議を実施した。</p>	<p>■「養育不安コース」、「家族再統合コース」の2コースを実施し、児童の家庭復帰を図った。</p> <p>■養育不安コース ・対象:16家族</p> <p>■家族再統合コース ・対象:13家族</p>
「元気発進!子どもプラン」における位置づけ	政策分野4-3 児童虐待への対応	政策分野4-3 児童虐待への対応
「元気発進!子どもプラン」における事業名	虐待の早期発見・迅速かつ適確な対応及び児童へのための連携強化	家族のためのペアレントトレーニング事業
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子ども総合センター	子ども家庭局・子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 児童虐待防止対策の充実

事業番号	322	323
事業名	メンタルフレンド派遣事業	ひきこもり児童宿泊等指導事業
事業概要	被虐待・ひきこもり等の児童に対して、メンタルフレンドが家庭訪問等を行い、当該児童とのふれあいを通じて心の健康の改善や家庭環境の再構築を支援する。	ひきこもり等不登校児童の社会適応能力、対人関係、自主性、意欲等の向上や精神的安定、ストレスの解消を図るため、日帰り事業や親子関係を支援するための七宝・陶芸教室を実施する。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
21年度 実績値	-	-
達成状況 (17~21年度)	-	-
21年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■メンタルフレンドの募集、研修、実習を実施し、メンタルフレンド登録者を家庭等へ派遣。 ■活動件数:100件 ■登録者数:45名 (H22年3月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ■日帰り事業、親子支援(陶芸教室)等を実施 ■陶芸教室:93人(H22年3月末現在)
「元気発進！子どもプラン」における位置づけ	政策分野3-(2) 青少年の健全育成	政策分野3-(2) 青少年の健全育成
「元気発進！子どもプラン」における事業名	メンタルフレンド派遣事業	ひきこもり児童宿泊等指導事業
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子ども総合センター	子ども家庭局・子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	324	325
事業名	子どもの権利擁護調査委員会の設置	自立援助ホーム
事業概要	子どもの権利擁護を推進するため、弁護士や医師、大学教授などからなる「子どもの権利擁護調査委員会」を設置し、児童福祉施設内での処遇や措置に対する意見等に基づき調査審議を行う。	児童養護施設を退所した子どもが集団生活を送りながら、相談・援助を受けることができる自立援助ホームや、資格取得費の助成を行う。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
21年度 実績値	-	-
達成状況 (17～21年度)	-	-
21年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの権利擁護調査委員会の開催 ■開催回数:0回 	<ul style="list-style-type: none"> ■入所児童の自立を促進する場として活動。 ■入所児童数:9人(平成22年3月時点)
「元気発進！子どもプラン」における位置づけ	政策分野4-(1) 社会的養育が必要な子どもへの支援	政策分野4-(1) 社会的養育が必要な子どもへの支援
「元気発進！子どもプラン」における事業名	入所児童の権利擁護のための調査審議等を行う審査部会の社会福祉審議会児童福祉専門分科会への設置	自立援助ホームの運営及び女子児童用自立援助ホームの創設
備考 (特記事項)	21年度に社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置済	
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	326	327
事業名	児童養護施設入所児童等運転免許取得費助成	児童養護施設における小規模グループケアの実施等
事業概要	児童養護施設を退所した人や自立援助ホーム入所者を対象に、普通自動車免許取得費を助成する。	虐待を受けた子どもの多くは、きめ細やかなケアや治療を必要としていることから、家庭的なケアを実施するため、市内の児童養護施設等において、小規模グループケア等ができるよう施設の充実を図る。
指標	—	実施施設数
初期値 (計画策定時)	—	16年度:5施設
目標値	—	21年度までに6施設で実施
21年度 実績値	—	6施設
達成状況 (17~21年度)	—	目標値達成(6施設で実施)
21年度 実施状況等	■免許取得者:18名	■家庭的な環境の中で、児童養護施設等職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供。
「元気発進！子どもプラン」における位置づけ	政策分野4-(1) 社会的養育が必要な子どもへの支援	政策分野4-(1) 社会的養育が必要な子どもへの支援
「元気発進！子どもプラン」における事業名	児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業	小規模グループケアの実施
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	328	329
事業名	一日里親事業	家庭養育推進事業(里親の育成)
事業概要	児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験させ、児童の社会性の涵養・情緒の安定、退所後の自立を促進する。	児童福祉への理解を深め、養育里親の開拓、里親の養育技術の向上を図り、要保護児童の福祉の増進を図るため、里親及び里親希望者に対して研修を実施する。
指標	一日里親数	—
初期値 (計画策定時)	16年度:341人	—
目標値	21年度までに「一日里親数」350人	—
21年度 実績値	376人	—
達成状況 (17～21年度)	目標値達成(1日里親数:376人)	—
21年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> ■一日里親を対象に家庭生活体験行事、「児童養護施設卒園児を励ます会」、里親研修会を実施。 ■会員数:376人(H22年3月末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ■平成20年度より、No.373「里親促進事業」に統合
「元気発進!子どもプラン」における位置づけ	政策分野4-(1) 社会的養育が必要な子どもへの支援	—
「元気発進!子どもプラン」における事業名	家庭生活体験事業(一日里親事業)の拡大	—
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子ども総合センター	子ども家庭局・子ども総合センター

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	385
事業名	児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業
事業概要	児童養護施設や婦人保護施設などに入所中または退所した子どもや女性が、就職や住宅を賃借する際に親等による保証が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、母子生活支援施設の施設長等が保証人となり、その保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じた場合に賠償額のうちの一部を支払う制度。
指標	—
初期値 (計画策定時)	—
目標値	—
21年度 実績値	—
達成状況 (17～21年度)	—
21年度 実施状況等	■3件、保証年額37,632円
「元気発進！子どもプラン」における位置づけ	政策分野4-(1) 社会的養育が必要な子どもへの支援
「元気発進！子どもプラン」における事業名	児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業
備考 (特記事項)	
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	330	331
事業名	生き生きバリアフリー	保健福祉相談コーナー充実事業
事業概要	地域の障害のある子どもたちを、地域活動に受け入れていくきっかけをつくるとともに、地域の人々との交流により相互理解を深めることを目的に、障害に応じたプログラムを実施する。	障害者の状況に応じた総合的なサービスが提供できるよう、健康づくりから介護サービスまで、あらゆる相談を受け付ける相談コーナーの充実を図る。
指標	延べ実施箇所数	-
初期値 (計画策定時)	16年度:14か所	-
目標値	21年度までに延べ49か所で実施	-
21年度実績値	延べ46か所(平成15年度からの累計) 平成21年度は8か所で実施	-
達成状況 (17~21年度)	延べ34か所(平成17~21年度までの累計) 延べ46か所(平成15年度からの累計)	-
21年度実施状況等	■8か所で実施。	<ul style="list-style-type: none"> ■実施事業:保健福祉相談コーナー職員(新任)研修 ■開催期日:平成21年5月11日 ■開催場所:アシスト21 2階講堂 ■研修内容 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法と障害者施策について ・障害福祉・精神保健福祉・子ども総合センターの業務について ・介護保険、高齢者福祉施策、いのちをつなぐネットワークについて ■参加人数:69人
「元気発進!子どもプラン」における位置づけ	-	政策分野2-(3) 子育ての悩みや不安への対応
「元気発進!子どもプラン」における事業名	教育プラン 「家庭・地域・学校の連携推進」に統合	保健福祉相談コーナーの運営
備考 (特記事項)		
担当(課)	教育委員会・生涯学習課	保健福祉局・障害福祉課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	332・333	334
事業名	北九州市障害者相談支援事業	障害児通園施設の総合通園化
事業概要	障害者の地域生活の安定と福祉の向上を図るため、専門的な立場からの相談を受け、必要な支援を円滑に実施する。	知的障害児や肢体不自由児及び難聴幼児が、身近な地域で障害の種別を越えて指導・訓練を受けることができるよう、障害児通園施設の総合通園化を図る。
指標	—	—
初期値 (計画策定時)	—	—
目標値	—	—
21年度 実績値	—	—
達成状況 (17～21年度)	—	—
21年度 実施状況等	<p>■相談業務 障害のある人の生活全般に関して、本人や家族等からの生活相談に応じるとともに、区役所などと連携して困難な課題に対する対応等について調整や検討を行った。 ・年間相談数:延べ 11,140人</p> <p>■発達障害者支援センターの西部分所を設置 (H22. 4. 28)</p>	<p>■平成19年度事業終了</p> <p>【参考】 17年度及び18年度は4施設で実施。 平成18年10月の児童福祉法の改正に伴い、障害児施設の利用の仕組みが「措置制度」から「契約制度」に移行した。障害児施設の総合通園化事業は、「措置制度」において、利用者(保護者)の希望を施設選択の際に、反映する仕組みが制度化されていないことに対する、補完的仕組みとして機能していたものであるが、「契約制度」に移行したことで、特に事業化する必要がなくなったため、平成19年度で終了した。</p>
「元気発進!子どもプラン」における位置づけ	政策分野4-(4) 障害のある子どもへの支援	—
「元気発進!子どもプラン」における事業名	北九州市障害者地域生活支援センターの運営	—
備考 (特記事項)	No.333「精神障害者地域生活支援センター」と統合	
担当(課)	保健福祉局・障害福祉課	保健福祉局・障害福祉課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	335	336
事業名	ホームヘルプサービス事業	心身障害児(者)短期入所事業
事業概要	日常生活を営むのに支障がある障害児(者)に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助・身体介護・外出支援等の日常生活上の必要なサービスを行うことで、在宅・地域生活の支援を行う。	介護者の病気などにより、一時的に介護が受けられなくなった在宅の障害児(者)を障害者施設において短期間介護を行う。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
21年度 実績値	-	-
達成状況 (17～21年度)	-	-
21年度 実施状況等	<p>■障害福祉サービスによる利用者数:1,099人</p> <p>■地域生活支援事業による利用者数:550人 (※いずれも障害児・障害者を合わせた人数 H22.3利用者)</p>	<p>■短期入所延利用者数:2,406人</p> <p>※障害児・障害者を合わせた人数</p>
「元気発進！子どもプラン」における位置づけ	政策分野4-(4) 障害のある子どもへの支援	政策分野4-(4) 障害のある子どもへの支援
「元気発進！子どもプラン」における事業名	ホームヘルプサービス事業	ショートステイ事業
備考 (特記事項)		
担当(課)	保健福祉局・障害福祉課	保健福祉局・障害福祉課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	337	338
事業名	身体障害者・知的障害者デイサービス事業	障害児放課後サポートクラブ事業
事業概要	在宅障害者の自立の援助や社会参加の促進を目的に、通所による日常生活訓練や入浴・給食サービスの提供を行う。また、新たな施設整備の際には障害者デイサービス施設併設を検討する。	障害のある中高生が養護学校放課後に活動する場を確保し、施設利用者との交流や設備を利用した体験学習を通じ卒業後の地域生活のスムーズな移行を図る。また、障害児を持つ親の就労支援とレスパイトに寄与する。
指標	—	—
初期値 (計画策定時)	—	—
目標値	—	—
21年度 実績値	—	—
達成状況 (17～21年度)	—	—
21年度 実施状況等	■平成18年度事業終了。	■平成19年度より、No.306「日中一時支援事業」の放課後対策に統合。 (参考:18年度実績) ・年間延利用人数:1,010人 ・年間延利用回数:204回
「元気発進!子どもプラン」における位置づけ	—	—
「元気発進!子どもプラン」における事業名	—	—
備考 (特記事項)		
担当(課)	保健福祉局・障害福祉課	保健福祉局・障害福祉課

健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	339	347
事業名	障害児の長期休暇対策事業	発達障害者総合支援事業
事業概要	障害児本人の健全な育成と家族の介護負担の軽減を図るため、障害児の長期休暇の過ごし方について、活動の場・各種のプログラムを提供する。	自閉症などの発達障害に関しては、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されるなど、適切な支援体制の整備が必要であるため、平成18年度より「発達障害児(者)支援体制整備検討委員会」を発足させ、それまでの発達障害施策を整理し、新たに「発達障害者総合支援事業」を立ち上げ、発達障害者に特化した事業を展開する。 今後は、有効な支援手法の開発・確立を図ることを目的に、新たに「発達障害者支援モデル事業」を開始した(20年度～)。
指標	—	—
初期値 (計画策定時)	—	—
目標値	—	—
21年度 実績値	—	—
達成状況 (17～21年度)	—	—
21年度 実施状況等	<p>■実施内容 障害児及びその家族が主体となって、夏休み期間中に活動している団体が実施する活動に対し、ボランティアを派遣するもの。</p> <p>■実績 ・実施箇所数:7箇所 ・実施日数:延べ17日間 ・参加児童数:延べ357名 ・ボランティア数:延べ314名</p>	<p>■整備検討委員会を開催(1回) ■発達障害シンポジウムを開催(9月) ■発達障害者のためのサポートファイルのモニタリング実施</p>
「元気発達!子どもプラン」における位置づけ	政策分野4-(4) 障害のある子どもへの支援	政策分野4-(4) 障害のある子どもへの支援
「元気発達!子どもプラン」における事業名	障害児の長期休暇対策	発達障害者総合支援事業
備考 (特記事項)		
担当(課)	保健福祉局・障害福祉課	保健福祉局・障害福祉課